

平成22年度の接種シーズンにおける、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した者への対応について(案)

1) 平成22年度の接種シーズンにおいては、予定されているワクチン供給量では、接種機会を逃した者全体に対する十分な接種の機会の提供が困難であることについて、国民、自治関係者、医療従事者等に対し、情報提供を行うべきではないか。

2) 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者のうち、3回接種を受けていないものの保護者等が、それらの者に日本脳炎の予防接種を受けさせるべきかどうか判断できるように、疾患の特性や感染リスクの高い者等に関する情報を厚生労働省ホームページ「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A^{注1)}」等を通して分かりやすく提供するべきではないか。また、自治体関係者や医療従事者等が、保護者から相談を受けた際に、適切に助言を行えるよう、厚生労働省は、都道府県等を通じ、疾患の特性や感染リスクの高い者等に関する情報やワクチンの流通在庫量等に係る情報を適切に提供するべきではないか。

注1):「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A(平成21年5月末改訂版)」

<http://www.mhlw.go.jp/ga/kenkou/nouen/index.html>

3) 市町村は、2)に示すような保護者等から接種の希望があった場合に、ワクチンの流通在庫量などを勘案しながら、接種が受けられるよう、その機会の確保に努めるべきではないか。また、国は、ワクチンの流通在庫量等に係る情報を適宜提供するとともに、接種の機会を逃した者のうち平成22年度に9～12歳となる者に対し、接種機会を提供できるよう、省令や通知での対応について検討することが必要ではないか。

4) その他